

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

1. 対象者

<ひとり親世帯の方>

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方【申請不要】
- ②公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方【要申請】
- ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方【要申請】

<ひとり親世帯以外の世帯の方>

- ①令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」を長瀬町から受給した方【申請不要】
 - ②①に該当しない方で、対象児童（平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童（※1））の養育者（生計中心者）であり、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税相当の収入となった方【要申請】
- （※1）特別児童扶養手当対象の障がい児については平成15年4月2日から令和6年2月29日までに出生した児童

2. 共通事項

- ・支給額 児童1人当たり5万円
- ・申請期限 令和6年2月末日
- ・申請受付場所 健康こども課窓口

※支給対象者のうち【申請不要】の方には、町から給付のお知らせを送付します。給付金の支給を希望しない方は、受給拒否届出書を提出してください。

※申請書類は、町HPからダウンロードしていただくか、窓口でも配布しています。

問合せ 健康こども課 子育て支援担当 ☎66・3111 内線134、135

05

町長コラム

すべての町民に愛される町に



少子高齢化が進む我が町の高齢化率が40%に近づいています。何とか少子化に歯止めをかけたいと今年度の最重点目標を「子ども子育て」とし「健康こども課」を新設しました。「掛け声倒れ」にならないよう各課を横串にして中身の充実に努めてまいります。しかしすぐに出生率が上がるという状況にはなりません。そこで一層お年寄りが元気で長生きをしていただき、人口減の下降線を少しでも緩やかにしたいとの思いで、社会福祉協議会との連携をより一層密にし様々な事業に取り組んでいます。各地区で長く続けていただいている「元気モリモリ体操」を始め、生活支援体制協議体委員の皆さんにお骨折りいただいている「ささえ愛ながとろ事業」、更には昨年末から始まった移動販売車「うえたん号」による買物支援と、どの事業も地域密着型ですので足をお運びいただきおしゃべりの場として、ご利用いただければと思います。

さて、4月に行われた町議会議員の選挙中に某新聞に「若い町民の声 どう届ける」との長瀬町を取材した記事が掲載されました。いろいろと考えさせられた内容ではありませんが、元気でやる気があれば年齢には関係ないのではないかと思った次第です。83歳でさいたま市議に当選された佐藤旧岩槻市長もそう述べておりました。

「健康長寿優秀市町村表彰」を3年連続でいただく事になりました。元気モリモリ体操の皆さんありがとうございます。まだ参加されていない方、ぜひ出掛けてみてください。楽しいですよ。

感謝

「人はその時々花を咲かすが 眞の花は年老いて咲く花」 世阿弥